

(特非) 全国認定こども園協会 中部地区会・岐阜県支部
(一社) 岐阜県民間保育園・認定こども園連盟 主催研修

あなたの法人は 10年後生き残れるか

～決算書の視点から～

令和3年12月16日
14:00～17:00
株式会社福祉総研
松本 和也

1

【私の顧客の令和2年度決算状況】

- ① 保育所のうちの半数が
資金収支計算で今期マイナス
- ② 積立資産を取り崩して
しのいだ施設が増加
- ③ 新型コロナの影響で
補助金削減を検討する自治体

2

【岐阜県内施設の現状分析方針】

- ① 令和2年度の収支状況と
平成29年度との比較
- ② 令和2年度末の保有資金と
平成29年度末との比較
- ③ 施設建物（基本財産）の
老朽度と資金ストックの状況

3

分析を理解するための 会計の基礎知識

4

【社会福祉法人会計基準の改正】

【改正日】 令和2年9月11日
【適用日】 令和3年4月1日
【対象】 ・会計基準省令
・運用上の取扱い（局長通知）
・課長通知は改正なし

- ①様式の改正
 - 「平成」⇒「令和」などの改正
- ②法人の組織再編に関する会計処理の規定
 - 注記（法人全体用）の15として
「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」が新設

5

【貸借対照表】

●ある一時点の状態を表したもの
「令和〇年〇月〇日現在」と表示

貸借対照表

流動資産 1年以内に 現金化できる資産	流動負債 1年以内に 返済すべき借金	1 年 基 準
固定資産 1年経っても 現金にならない資産	固定負債 1年より長くかかって 返済すべき借金	
	純資産 返済の必要がないもの 自分の純粋な財産	

6

【事業活動（収支）計算書】

●ある期間の純資産の増減内容を表したものを「自〇年〇月〇日 至〇年〇月〇日まで」と表示
貸借対照表

流動資産	流動負債
	固定負債
固定資産	純資産

純資産が増減したとき
事業活動(収支)計算書には
収益・費用が記載される

7

【資金収支計算書】

●ある期間の支払資金の増減内容を表したものを「自〇年〇月〇日 至〇年〇月〇日まで」と表示
社福会計の貸借対照表 学友会計の貸借対照表

流動資産	流動負債	現預金	流動負債
	固定負債	流動資産	固定負債
固定資産	純資産	固定資産	純資産

支払資金

支払資金が増減したとき資金収支計算書には収入・支出が記載される

8

【減価償却の考え方】

<設例>
100,000の現金を持つ法人が、100,000の建物を建設して施設を開所した(耐用年数20年、残存価額0)。この施設は年間80,000の収益(収入)がある。

収益(収入)80,000を毎年使い切ったら・・・

当初のB/S	1年後のB/S	2年後のB/S	20年後のB/S
現金預金 100,000 流動負債 固定負債 建物 100,000 純資産 100,000	現金預金 95,000 流動負債 固定負債 建物 95,000 純資産 95,000	現金預金 90,000 流動負債 固定負債 建物 90,000 純資産 90,000	現金預金 0 流動負債 固定負債 建物 0 純資産 0

施設が再生するためには・・・

当初のB/S	1年後のB/S	2年後のB/S	20年後のB/S
現金預金 100,000 流動負債 固定負債 建物 100,000 純資産 100,000	現金預金 95,000 流動負債 5,000 固定負債 建物 95,000 純資産 100,000	現金預金 90,000 流動負債 10,000 固定負債 建物 90,000 純資産 100,000	現金預金 100,000 流動負債 固定負債 建物 0 純資産 100,000

9

【減価償却費の表示】

減価償却をすると・・・

支払資金は増減しない
⇒資金収支計算書に記載されない

貸借対照表

流動資産	流動負債	支払資金	流動負債
	固定負債		固定負債
固定資産	純資産		純資産

固定資産が減少するので・・・

純資産が減少する
⇒事業活動計算書の費用になる

10

【資金収支計算書と事業活動計算書の表示】 (社福会計による表示)

施設が再生するためには・・・

事業活動計算書	資金収支計算書
保育事業収益 80,000 人件費 事業費 事務費 減価償却費 △5,000 差引 0	保育事業収入 80,000 人件費支出 事業費支出 事務費支出 △75,000 差引 5,000

減価償却の自己金融機能 減価償却費が残る

※資金収支計算書にのみ計上される支出としては、設備資金借入金元金償還支出がある。

11

【国庫補助金等特別積立金の考え方】

<設例>
40,000の現金を持つ法人が、60,000の補助金を受給して100,000の建物を建設し、施設を開所した(耐用年数20年、残存価額0)。この施設は年間80,000の収益(収入)がある。

収益(収入)80,000を毎年使い切ったら・・・

当初のB/S	1年後のB/S	2年後のB/S	20年後のB/S
現金預金 100,000 流動負債 固定負債 建物 100,000 補助60,000 次線40,000	現金預金 95,000 流動負債 固定負債 建物 95,000 補助57,000 次線38,000	現金預金 90,000 流動負債 固定負債 建物 90,000 補助54,000 次線36,000	現金預金 0 流動負債 固定負債 建物 0 補助0 次線0

施設が再生するためには・・・

当初のB/S	1年後のB/S	2年後のB/S	20年後のB/S
現金預金 100,000 流動負債 固定負債 建物 100,000 補助60,000 次線40,000	現金預金 95,000 流動負債 2,000 固定負債 4,000 建物 95,000 補助57,000 次線40,000	現金預金 90,000 流動負債 4,000 固定負債 8,000 建物 90,000 補助54,000 次線40,000	現金預金 40,000 流動負債 固定負債 建物 0 補助0 次線0

12

【資金収支計算書と 事業活動計算書の表示】 (社福会計による表示)

事業活動計算書		資金収支計算書		
保育事業収益	80,000	同額	保育事業収入	80,000
人件費			人件費支出	
事業費			事業費支出	
事務費	△78,000	同額	事務費支出	△78,000
減価償却費	△5,000			
国庫補助取崩額	3,000			
差引	0		差引	2,000

施設が再生するためには、国庫補助金等特別積立金取崩額の3,000をサービスに投下でき、質の向上に貢献できる。その結果、減価償却費と国庫補助金等特別積立金取崩額の差額が残る。

13

岐阜県内施設の分析

14

【データの集計方法】

- ★決算データはWAMNET「**社会福祉法人財務諸表等電子開示システム**」から取得した。
- ★データ取得時点で、令和2年度の計算書類が未掲載の施設は集計から除外した。
- ★公設民営施設は集計から除外した。
- ★総集計数
【平成29年度】保育所122施設、認定こども園34施設
【令和2年度】保育所102施設・認定こども園56施設
- ★集計項目に応じて、施設整備を行った施設や特殊事情がある施設を除外した。

15

【収益・収入の勘定科目】

中区分	小区分	説明
施設型給付費収益	施設型給付費収益	施設型給付費の代理受領分をいう。
利用者負担金収益	利用者負担金収益	施設型給付費における利用者等からの利用者負担金(保育料)収益をいう。
特別施設型給付費収益	特別施設型給付費収益	特別施設型給付費の代理受領分をいう。
利用者負担金収益	利用者負担金収益	特別施設型給付費における利用者等からの利用者負担金(保育料)収益をいう。
地域型保育給付費収益	地域型保育給付費収益	地域型保育給付費の代理受領分をいう。
利用者負担金収益	利用者負担金収益	地域型保育給付費における利用者等からの利用者負担金(保育料)収益をいう。
特別地域型保育給付費収益	特別地域型保育給付費収益	特別地域型保育給付費の代理受領分をいう。
利用者負担金収益	利用者負担金収益	特別地域型保育給付費における利用者等からの利用者負担金(保育料)収益をいう。
委託費収益		子ども、子育て支援法附則15条に規定する委託費収益(私立認可保育所における保育の実施等に関する運営費収益)をいう。
利用者等利用料収益	利用者等利用料収益(公費)	保育費(保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等)にかかる補給給付収益をいう。
利用者等利用料収益(一般)		保育費(保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等)にかかる補給給付収益以外の収益をいう。
その他の利用料収益		特定負担額(教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価)など上記に属さない利用者からの収益をいう。
私的契約利用料収益		保育所等における私的契約に基づく利用料収益をいう。
その他の事業収益	補助金事業収益(公費)	保育所等に関連する事業に対して、国及び地方公共団体から交付される補助金事業収益をいう。
	補助金事業収益(一般)	保育所等に関連する事業に対して、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業収益をいう(共同基金からの配分金(受託者指定寄附金を除く)及び助成金を含む)。保育所等に関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。
	受託事業収益(公費)	保育所等に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。
	受託事業収益(一般)	保育所等に関連する、受託事業に係る利用者からの収益をいう。
	その他の事業収益	上記に属さないその他の事業収益をいう。利用者からの収益も含む。

16

【副食費の処理科目】 (小区分)

- ① 利用者から受領した副食費
⇒利用者等利用料収益・収入(一般)
- ② 副食費徴収免除加算
⇒委託費収益・収入 または
施設型給付費収益・収入
- ③ 自治体が助成する副食費
⇒利用者等利用料収益・収入(公費)

17

【その他に多く見られた誤り等】

- ① 賞与引当金が計上されていない
⇒158施設中14施設
- ② 1年基準による振替が行われていない
⇒158施設中6施設
- ③ 注記等から減価償却累計額が把握できない
⇒158施設中26施設

18

【集計対象施設数等】

	平成29年度			令和2年度		
	保育所	認定こども園	合計	保育所	認定こども園	合計
集計対象施設数	122	34	156	102	56	158
データのない施設数(※1)	—	—	—	3	2	5
施設整備施設数(※2)	7	3	10	6	3	9
情報不足施設数(※3)	—	—	—	23	3	26

※1) 適切な会計区分が設定されていない施設、資料作成時点でワムネットに情報が掲載されていない施設など
 ※2) 固定資産取得支出が3,000万円以上の施設
 ※3) 注記から減価償却累計額等が抽出できない施設

19

【分析の手法】

- ① 資金収支計算書と貸借対照表が対象
- ② 保育事業に係る部分を抽出
 (収入対象) 保育事業収入
 退職給付引当資産取崩収入
 (支出対象) 人件費支出
 事業費支出
 事務費支出
 退職給付引当資産支出
- ③ 固定資産関係部分を加減
 ※3,000万円以上の施設整備を行った施設を除外
- ④ 資金ストックの状況(額の妥当性)
 当期末支払資金残高と積立資産

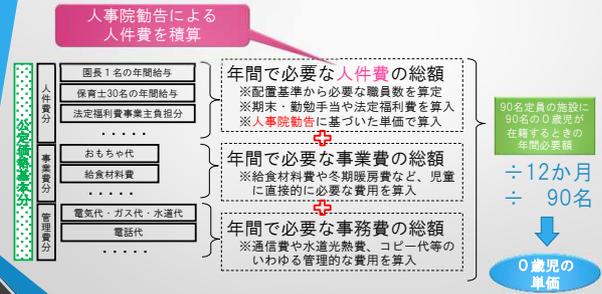
20

給付費を分析する

21

【積上げ方式】

★現在の公定価格単価算出方法の基本的な考え方★
 (例) 90名定員の保育所の0歳児単価の考え方⇒90名の0歳児がいると仮定



22

【人事院勧告とは】

★人事院が毎年8月に国会・内閣等に対し、国家公務員一般職の給与の額等について行うもので、国家公務員給与はその年の4月に遡って適用される。公定価格に含まれる施設長や保育教諭の給与・賞与月数などの算定根拠であるため、国家公務員に合わせて単価が遡及適用されていた。令和3年度人動は前年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響で、期末・勤労手当(賞与)が△0.15か月のマイナス勧告(月例給は据置)となった。

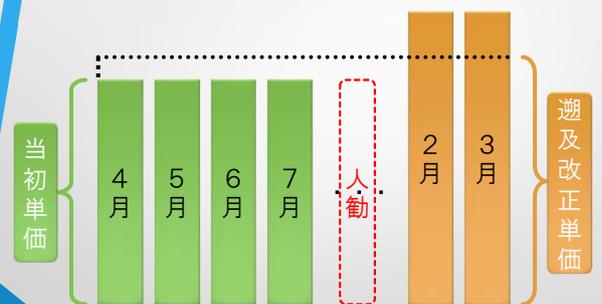
「令和3年度における私立保育所の運営に要する費用について」
 (令和3年3月31日/府子本第452号・子保発0331第2号)より

職種	格付	本俸基準額	特業手当基準額	人件費(年額)		
				全国平均	3/100地域	6/100地域
所長	(福) 2-33	257,900円	—	約494万円	約476万円	約490万円
主任保育士	(福) 2-17	240,108円	9,300円	約465万円	約449万円	約462万円
保育士	(福) 1-29	205,530円	7,800円	約394万円	約380万円	約391万円
調理員等	(行) 二1-37	176,200円	—	約327万円	約319万円	約324万円

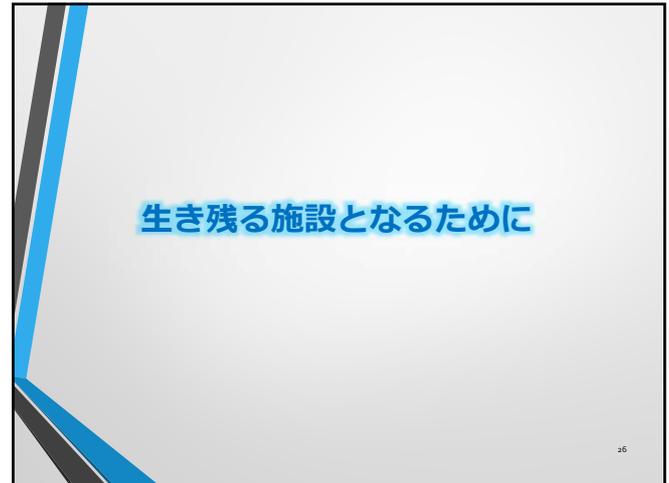
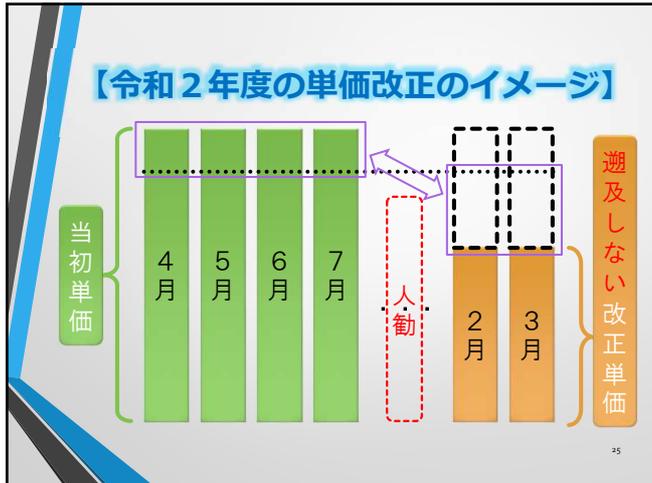
※保育士の平均経年数は8年で積算されていると言われ、内閣府・厚生省等の処遇改善制度の資料においても8年を基準として表記されているものが多い。

23

【遡及適用のイメージ】



24



- 【Costを考える手法】
- ①計算書類からの財務分析
(着眼点) 会計の基礎的知識が必要
損益計算(事業活動計算)による分析
調整が必要な項目
 - ②収入の積算分析・用途確認
(着眼点) 施設型給付費に応用《直接契約》
新しい処遇改善の影響額の把握
 - ③社会福祉充実残額からの推測
(着眼点) 今後の推移予測
制度の要否
- 29

- 【施設経営の検討課題】
- ①法人理念の確立と長期経営計画の策定
★施設関係者(職員・利用者)が同じ理想像を目指す
環境づくり
 - ②タイムリーな状況把握
★こまめな確認と適正な手続きによる予算編成
 - ③委託費・給付費の積算内訳分析
★積算内容と支出実額との比較
★施設型給付費の内訳は示されていない
 - ④人勸マイナス勧告に伴う年度後半への備え
★令和2年度方式の回避の要望
 - ⑤児童数減少への備え
★定員減の検討と柔軟な認可の要望
★恒常的な定員割れに対する割増の要望
 - ⑥処遇改善制度の影響額の検証
★岐阜県の制度を踏まえた影響額の把握
- 30

【収支改善のために大切なこと】

- 予実対比を毎月確実に
- 必要に応じて、補正予算をこまめに組む
- 収入予算は少なめに（余裕を持って）
- 収入予算を財源別に把握し、支出と対比する
- 支出予算を前年度対比にしない

31

31

最後までお付き合いいただき ありがとうございました

k-matsumoto@fukushi-soken.com

<プロフィール>

【氏名】 松本 和也（まつもと かずや）
 【出身】 愛媛県 【生年】 昭和39年 【最終学歴】 慶應義塾大学経済学部中退
 【現職】 ㈱福祉総研 取締役・上席研究員
 川崎市社会福祉協議会「川崎市社会福祉法人経営改善支援事業」相談員
 【関連職歴】 前 ㈱福祉総研 代表取締役
 元 (一財)総合福祉研究会 本部事務局長
 元 (特許)福祉総合評価機構 認定試験普及部長・第三者評価員
 【著書】 「収支対比：経営にもっとも重要なための『会計基準法令と資金運用ルールの実務ガイド』」(実務出版)「新しい保育所会計と資金運用ルールの実務ガイド」(実務出版)「これでわかる！会計基準と29号通知」(簡井書房)「これでわかる！新しい人事制度の手引き」(簡井書房・共著)「よくわかる社会福祉法人の決算実務」(清文社・共著)「社会福祉法人のための外部監査の受け方・進め方」(清文社・共著)ほか

◎福祉総研と社会福祉法人財団
 会計、人事、労務、施設運営、法人設立など、OAG税理士法人の関連会社。社会福祉法人の経営にかかわるすべてのサポートを行う。東京都新宿区所在。

32

32